

第41回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成31年2月26日（火）17:00～17:25

2．場所：合同庁舎4号館2階共用220会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長

4．議事概要：

司会 それでは、時間になりましたので「規制改革推進会議」第41回後の大田議長による記者会見を行います。

では、議長、よろしくお願いします。

大田議長 こんにちは。

「規制改革推進会議」の御報告をいたします。

昨年11月に第4次答申を取りまとめました。今期の重点事項についてはすでに決定いたしましたけれども、第4次答申を受けて、改めてここで重点事項を確認するというのが今回の重要なテーマの一つです。

もう一つは、3月11日に最新技術を活用した教育についての公開ディスカッションを行いますので、その認識や課題の共有するために識者をお招きしてヒアリングをいたしました。これがもう一つの重要なテーマです。

最初に、重点事項の審議に先立ちまして、水産ワーキング・グループで昨年12月にとりまとめた意見書について、それを改訂した上で、改めて規制改革推進会議の意見書として提言することといたしました。資料1-1をごらんください。

昨年12月に取りまとめた水産改革に関する意見と余り変わってはおりませんが、大きい変更点は最後の6の(3)です。漁業法自体は70年ぶりの改正法が成立いたしました。この意見書は、その運用についても基準を明確にし、実効性ある運用をすべきだということを趣旨としています。新たに加わった6の(3)をごらんいただきますと、「漁業権の管理・行使に付随する漁業補償金の配分及び警戒船の配船並びに漁業許可枠の調整における優先など、法令・慣習による既得権が集中する正組合員」、これは漁協の正組合員です。正組合員について、「漁協による資格審査の実態を調査・公表の上、資格審査の適切な実施を確保するため、必要に応じ、水協法に基づく措置を講ずること」と。

なぜこれを加えたかといいますと、委員の1人が、「広島県の沿岸漁業協同組合の概況及び資格審査状況について」という広島県の農林水産局が出している指導指針を見つけました。資料1-2をご覧ください。正組合員の資格審査に関して、水揚げ日数を客観的な資料で判定することになっているにもかかわらず、それが履行されていない例がここに出されています。これは非常に重要な点ですので、改めて水産ワーキングの提言に加えては

どうかという問題提起があり、今回、加えたという次第です。

続いて、議題2「第3期後期の重点事項について」。資料2をごらんください。

大きく、革新的ビジネス、働き方改革、地方創生という3つの柱になっております。テーマは、「教育におけるAI」、「ビッグデータの最新技術の活用」、「フィンテックによる多様な金融サービスの提供」、「総合取引所の実現」、「電力小売市場の活性化」、「医療・介護分野における生涯にわたる医療等データを活用した健康づくり」、「デジタル化による事業者負担の軽減」、「ジョブ型正社員のルールづくり」、「介護離職ゼロに向けた対策の強化」、「副業・兼業やテレワーク等におけるルールの明確化」、「各種国家試験における旧姓使用の範囲拡大」、「農業生産性の向上と若者の農業参入促進」、「地方創生のための銀行の出資規制見直し」、「小規模事業者の事業承継の簡便化」、「地方における規制改革」。これが重点事項です。

加えて、私どもの最後の答申ですので、これまでやってきたことのフォローアップもしっかりとやっていきたいと思っており、重点フォローアップ事項については次のページに書いてあります。重点事項について異論はなく、原案のとおり可決されました。これを重点事項として、これから取り組んでまいります。

この重点事項のうち、「副業・兼業やテレワーク等におけるルールの明確化」については、タスクフォースを設置して議論いたします。タスクフォースというのは本会議で議論するテーマの中で、別途、専門的検討が必要なものについて設置するということになっております。

そのタスクフォースの設置が議題の3です。資料をごらんください。兼業・副業が認められるようになりましたが、これを阻害する要因はないのか。テレワークについても広がってきてはありますが、ルールが明確ではないために企業がおずおずと実施しているという面もありますので、改めてルールの明確化を検討いたします。

日雇い派遣については原則禁止されていますが、副業をやる場合の日雇い派遣というのはどう考えればいいのか、これについても専門的検討を行うということにしております。タスクフォースの主査は八代委員が務めます。これについても原案どおり可決されました。

議題4、ホットライン、議題5、規制改革実施計画のフォローアップの状況について、これも異論はなく可決されました。

議題6、「最新技術を活用した教育の推進について」ということで、お手元に資料がありますが、慶應大学の中村先生、石戸先生のお二人、それから、デジタルハリウッド大学大学院の佐藤先生にお話をいただきました。

質疑の際の主な意見を御紹介いたします。

この二組の識者のお話の中で、日本はデジタル教育という点で2周おくれたと、世界から大きく離されているというお話があったわけですが、投資等ワーキング・グループで遠隔教育を扱ってきた原座長から、どこまでいっても紙が優先だというのがなかなか変わらなくて、世界との差はどんどん開いていくと。これを機に、もう世界最先端のデジタル教

育を目指すということにしてはどうかという意見が出されました。併せて、最新技術を活用した教育のもとで教員はどのような役割になるのかという質問がありました。

これに対して、石戸先生からの御回答は、AIやロボットで知識の伝達自体は機械が対応することもできるけれども、ファシリテーターとかコーチングという教員の機能は高まるということ。外部の人材をもっと正式に活用する方法はないかといったこと。また、中村先生から、教員の負担を軽減するために、学校のIT化、校務のIT化も重要であるといったお話がありました。これに関して、他の委員から、知識の伝達は機械ができるとは言っても、無数の知識の中から何を選ぶのかというのは教員だから、ますます教員の役割は重要であるといった意見が出されました。

ほかに、規制改革としてここだけはやるべきだというのは何かと質問があり、これに対して、石戸先生から、自治体の条例やガイドラインの見直しがとくに必要であるという御回答がありました。

佐藤先生からは、通信制と全日制の垣根を低くし、通信制をアップデートして個別学習指導に活用できるのではというご提案がありました。

他の委員からの質問として、遠隔教育をずっと議論してもなかなか文科省は変わらないが、なぜ変わらないのだろうか。これに対して中村先生から、25年この問題にかかわっているがなかなか変わらないと。これはやはり過去の日本の教育が成功したからではないか。アナログ時代の教育としては世界が手本にするような教育をつくってきたわけですが、デジタルになって大きく変わろうとしている。その大きく変わることへの不安があるのではないかと。しかし、問題意識は共有されつつあるというお話がありました。

石戸先生からは、世界からおくれていると言っても、そうはいつでも大丈夫という意識があるのではないかと。韓国や中国では国家戦略としてデジタル教育を充実させているわけですが、この背景には国としての危機感があるというお話がありました。また、トップの強力なリーダーシップが必要であるといったお話がありました。

ほかの委員から、AIやデジタルを活用した教育になると格差がつくのではないかと、生徒間で差がつくのではないかとという質問があり、これに対して石戸先生から、むしろ格差を是正してくれるのがデジタル化である。デジタル化によって個々人の学習進度、学習の進み方を把握しながら教育ができる。韓国でこのデジタル教育に力を入れた目的の一つは格差の是正であると。今の教育では、例えば塾に行ったり家庭教師をつけたりということがありますが、テクノロジーは所得格差によらず、学ぶ意欲に応じて利用できるわけですから、むしろ格差を是正するのだといったお話がありました。

主な意見交換は以上です。

繰り返しになりますが、このテーマについての公開討論会を3月11日に三田の共用会議所で開催いたします。

私からは以上です。

司会 それでは、質問を受け付けます。挙手の上、所属とお名前を名乗った上で質問を

いただければと思います。

記者 資料2の関係で2点、お伺いします。

重点フォローアップ事項は原案どおり可決ということですが。

大田議長 フォローアップだけでなく重点事項全体が原案どおり可決です。

記者 わかりました。というのが1点と、あと重点フォローアップ事項というのも答申に盛り込まれるということでしょうか。

大田議長 毎回、フォローアップについても盛り込んでおります。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 農業の関係で2点ほど。地方創生のところで若者の農業参入促進というフレーズというか、こういうことが前回の重点事項から加わったのかなと思うのですが、この考え方というか、意図があればということと、あと、もう一点、重点フォローアップ事項のところで農協改革のことで書いてありますけれども、ここの書きぶりも自己改革がなされるよう促すというように前回の重点事項と変化があったのかなと思うのですが、こちらの考え方みたいなものをお願いします。

大田議長 農村で今、人手不足といった問題があり、若者が農業に参入してくるというのは大変重要です。そのときに最新技術を使ったスマート農業をなるべくできるようにしたい。ドローンも最新技術ですが、その他に、例えばトラクターにアタッチメントをつけた場合に公道を走行できないといったような縛りもありますので、そういったことを広く見直していきたいということがあります。

農協改革の自己改革ですが、農林水産業・地域の活力創造プランの中で、販売事業について農協が数値目標を定めて買い取り販売を段階的に拡大するとか、購買事業について全農と他の調達先を徹底比較して有利なところから調達するようにしようとか、理事の構成について理事の過半を認定農業者にしようといったことが進められております。こういった自己変革がしっかり進んでいるかどうかというのを私どもとしても見ていきたい。平成31年5月末に農協改革集中推進期間が参りますので、それを見据えて農協の自己改革をフォローアップしていきたいということを書いております。

司会 ほかいかがでしょうか。

記者 重点事項の2ページの旧姓使用の範囲拡大の部分、これは今でも国家資格の一部では旧姓使用を認められている部分もあると思うのですが、今後の検討として、国家資格統一で旧姓使用を認めるような形にしていくのか、それとも特定の何かかなり重立ったような国家資格についての規制緩和を検討するのか、どちらなのでしょう。

大田議長 旧姓使用の範囲は、かなり拡大してきております。ただ、ここに書きました保育士とか介護福祉士などの資格については、新姓への書きかえが義務づけられております。資格をとった後に、結婚する、あるいは離婚するといったことの中で、ビジネスネームとして継続して使えるようにしたいということですので、全部を統一で旧姓使用を義務づけるとか、そういうことは考えておりません。私どもが調べた範囲で個々の資格につい

て、取り上げていきたいと思っています。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 今の2ページ目、同じところの銀行の出資規制見直しのところなのですが、ここを議論される問題意識の部分と具体的に今、5%と決まっているところをどういうように変えたいという何かイメージがあれば教えていただけますか。

大田議長 地方再生において金融機関が果たすべき役割は重要であると考えておりますが、その際の問題について、地銀協からホットラインに要望が寄せられました。5%という出資規制の中で、現在は、地域活性化事業会社の議決権、事業再生会社の議決権については取得保有の例外措置が認められております。ただ、いろいろ条件がついておりまして、実際にはなかなか使いにくいということがあり、使い勝手をよくしたいという要望がありました。

それから、事業承継も非常に重要で、2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業の経営者が約245万人、うち約半数の127万人の後継者がまだ決まっていないといった報道があります。ここで金融機関が事業承継をより手伝えるようにということで、事業承継についても例外措置として付加してほしいという要望がありました。この要望は重要ですので、投資ワーキングで議論をいたします。まずは今、どこに問題があるかを明らかにした上で改善策を講じていきます。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかいかがでしょうか。

記者 同じく重点事項で副業・兼業、あとテレワーク等のルールの明確化のところにある、副業としての日雇い派遣について現在の規制が妥当なものか検討するとあるのですが、具体的に検討対象となる規制というのはどういったものがあるのでしょうか。

大田議長 日雇い派遣については、原則禁止されています。例外として、日雇い派遣に依存しなくてもいい500万円以上の生業収入がある者や、高齢者や学生はいいということになっています。

私どもがヒアリングした中で副業として、年収500万円以上ではないけれども生業がある場合に、副業として日雇い派遣はできないのかといった要望もありました。このケースについては、多様な働き方の一つとして日雇い派遣のルールを再検討したほうがいいのではないかとということで議論をいたします。

記者 技術的なことで非常に恐縮なのですが、今の500万円以上とかお年寄り、学生などの規定というのは何で規定されていることなのかだけ教えてもらえますか。

大田議長 派遣法の政令・省令で例外措置が定められています。日雇い派遣の場合は、労務管理がしっかりできない、労働者保護を確保しにくいという理由で原則禁止され、そのうえで、例外業務が17.5業務、決められています。ソフトウェア開発などです。それから、日雇い労働者の例外として60歳以上の者、雇用保険の適用を受けない学生、いわゆる昼間の学生です。それから、副業として従事する者で生業収入が500万円以上の者、また、

主たる生計者以外の者で世帯収入が500万円以上の者に限る、ということが派遣法のもとで定められています。よろしいですか。

司会 よろしいですか。

それでは、以上で記者会見を終了させていただきたいと思います。

大田議長 ありがとうございました。